

## 加古川市産後ケア事業実施要綱

平成30年2月14日

こども部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、市が実施する加古川市産後ケア事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めることにより、家族等から産後の支援が得られない者で、育児支援を特に必要とするものの心身の安定及び育児不安の解消を図り、もって児童虐待を未然に防止することを目的とする。

### (対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内に住所を有する出産後1年を経過しない産婦、その乳児及び乳児の兄弟姉妹（6歳以下の未就学の者に限る。）のうち市長が特に必要と認めるもの（以下「母子」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、医療行為が必要な者は除く。

- (1) 強い育児不安がある者
- (2) 家族等から産後の支援が得られない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が育児支援を特に必要と認める場合は、対象者としてすることができる。

### (事業の委託)

第3条 本事業は、次に掲げる要件を満たす医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）のうち、本事業を実施するために必要な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して行う。

- (1) 本事業に従事する助産師、保健師又は看護師を常駐させ、母体ケア、乳児ケア、母乳育児及び育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。
- (2) 本事業を安全かつ快適に提供できる施設及び設備を備えていること。
- (3) 食事の提供ができること。ただし、次条に規定するサービスの提供時間が4時間以下である場合は、この限りでない。
- (4) 次条第1項各号に掲げるサービスを提供することができること。

### (事業内容)

第4条 本事業は、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を行うため、次に掲げるサービスを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を行うものとする。

- (1) 宿泊型 医療機関等において、母子を宿泊させ、母体の体力の回復並びに母体ケア及び乳児ケアを実施するサービス
- (2) デイサービス型 医療機関等において、母子を日帰りで施設利用させ、母体の体力の回復並びに母体ケア及び乳児ケアを実施するサービス

(3) アウトリーチ型 自宅等において、母体の体力の回復並びに母体ケア及び乳児ケアを実施するサービス

2 母体ケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導及びサービス等は、次に掲げる内容とする。

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房管理
- (3) 沐浴、授乳等の育児指導
- (4) 乳児の世話、発育等のチェック
- (5) その他必要な保健指導及び情報提供
- (6) 食事の提供

3 乳児の兄弟姉妹に実施するサービス等は、前項第5号および第6号に掲げる内容とする。

(事業の実施時間及び実施しない日)

第5条 本事業の実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 宿泊型 午前0時から午後12時までの範囲内で委託事業者が利用者の希望を踏まえて決定する。
- (2) デイサービス型 午前9時から午後5時までの範囲内で委託事業者が利用者の希望を踏まえて決定する。
- (3) アウトリーチ型 午前9時から午後5時までの範囲内で委託事業者が利用者の希望を踏まえて決定する。

2 前項の場合において、提供するサービスがデイサービス型であるときは1日のうち8時間若しくは6時間又は午前若しくは午後のみ利用とし、提供するサービスがアウトリーチ型であるときは1日につき3時間の利用とする。

3 本事業を実施しない日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

(利用可能日数)

第6条 本事業の利用可能日数は、第4条第1項各号に掲げるサービスごとにそれぞれ7日間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、それぞれ7日間を限度として加算することができる。

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、加古川市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である世帯（以下「生活保護世帯」という。）又は申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが本事業を利用する年度（本事業を利用する月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課されない者である世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）については、市長にその事実を証する書類を提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が公簿

等により調査確認することができる場合は、この限りでない。

(利用の承認及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請者の世帯の養育状況等を調査し、利用の適否を審査し、利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を加古川市産後ケア事業利用承認通知書(様式第2号)又は加古川市産後ケア事業利用不承認通知書(様式第3号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、出産退院後の在宅生活において育児不安により養育上の支援が特に必要と認めるときは、医療機関等に対し、診療情報提供書又はこれに準ずる書類の提出を求め、審査資料とすることができる。

3 市長は、第1項の規定に基づき利用を承認したときは、加古川市産後ケア事業調査票兼利用依頼書(様式第4号)に加古川市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書(様式第1号)及び加古川市産後ケア事業利用承認通知書(様式第2号)の写しを添えて、速やかに委託事業者へ依頼するものとする。

4 前項の規定による依頼を受けた委託事業者は、サービス開始前にサービス利用の承認を受けた利用者(以下「利用者」という。)に対し、その利用に係る説明等を行わなければならない。

(利用の変更等)

第9条 利用者は、第7条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又は前条第1項の規定による承認を受けたサービスの利用を中止しようとするときは、利用日の前々日の午後5時までに加古川市産後ケア事業利用変更(中止)申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、利用申請の内容の変更又は利用の中止を承認したときは、加古川市産後ケア事業利用変更(中止)承認通知書(様式第6号)により、利用者に通知するとともに、当該利用者が利用する委託事業者へその旨を通知するものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が偽りその他の不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) 利用者が第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(利用者負担額)

第11条 利用者は、提供を受けたサービスに要する費用の一部を負担しなければならない。

2 利用者が負担する費用は、第4条第1項各号に掲げるサービスごとに別表の利用者の属する世帯の欄の区分に応じ、同表の利用者負担額の欄に定める額とする。

3 次の各号に掲げる場合において、利用者が負担する費用は前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 2人以上の乳児が該当サービス（アウトリーチ型を除く。次号において同じ。）を利用する場合 1人を超える乳児ごとに、別表の利用者の属する世帯の欄の区分に応じ、同表の多胎児加算の欄に定める額

(2) 乳児の兄弟姉妹が該当サービスを利用する場合 1人の兄弟姉妹ごとに、別表の利用者の属する世帯の欄の区分に応じ、同表の兄弟姉妹加算の欄に定める額

4 前2項の費用のほか、食費、光熱水費並びに寝具、消毒及び洗濯に係る費用以外の必要な実費を負担する。

5 第1項及び前項に規定する費用は、事業者に対し、直接支払うものとする。

(事業内容の改善)

第12条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスの提供を行うため、委託事業者の業務内容を調査し、その改善について必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

1 宿泊型

利用者の属する世帯	利用者負担額（1日）	多胎児加算（1日）	兄弟姉妹加算（1日）
(1) 生活保護世帯	1,000円	0円	0円
(2) 市町村民税非課税世帯	1,500円	200円	300円
(3) 上記以外の世帯	3,000円	400円	600円

備考 1日とは、午前0時から午後12時までをいう。

## 2 デイサービス型

### デイサービス型 1日(8時間)

利用者の属する世帯	利用者負担額 (8時間)	多胎児加算 (8時間)	兄弟姉妹加算 (8時間)
(1) 生活保護世帯	500円	0円	0円
(2) 市町村民税非課税世帯	1,000円	100円	200円
(3) 上記以外の世帯	2,000円	300円	500円

### デイサービス型 1日(6時間)

利用者の属する世帯	利用者負担額 (6時間)	多胎児加算 (6時間)	兄弟姉妹加算 (6時間)
(1) 生活保護世帯	400円	0円	0円
(2) 市町村民税非課税世帯	800円	100円	200円
(3) 上記以外の世帯	1,600円	300円	500円

### デイサービス型半日 (午前又は午後のみ)

利用者の属する世帯	利用者負担額 (午前又は午後のみ)	多胎児加算 (午前又は午後のみ)	兄弟姉妹加算 (午前又は午後のみ)
(1) 生活保護世帯	0円	0円	0円
(2) 市町村民税非課税世帯	500円	0円	100円
(3) 上記以外の世帯	1,000円	200円	300円

## 3 アウトリーチ型

利用者の属する世帯	利用者負担額 (1日)
(1) 生活保護世帯	0円
(2) 市町村民税非課税世帯	500円
(3) 上記以外の世帯	1,000円